

# 企業行動指針

株式会社エス・ワイ・シー

S Y Cは、公正な競争を通じて利潤を追求するという目的の実現と共に、広く社会にとって有用な存在で有りたいと願います。 わたしたちS Y Cは国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもってその創造に向けて自主的に行動します。

1. 社会的に有用な製品・サービスを、安全性や個人情報・顧客情報の保護に充分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得します。(商品の安全・顧客の満足)
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。(公正・公明・健全な取引)
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。(経営の透明性と開かれた企業)
4. 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。(人間尊重)
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存続と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。(環境保全・自然保護)
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行います。(企業としての社会貢献)
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。(反社会的勢力の排除)
8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行います。(国際ルール・法律の遵守)
9. 経営トップは、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範し、社内に徹底するとともに、関連企業や取引先に周知します。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。(企業倫理の徹底)
10. 本行動指針に反する事態が発生したときは、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にし、自らを含めて厳正な処分を行います。(社会的責任と責任の明確化)

制定 2006年8月1日